

平成28年度第1回下野市子ども・子育て会議 会議録

項 目	内 容
会議名	平成28年度第1回下野市子ども・子育て会議
開催日時	平成28年4月11日（月）午後1時30分～午後3時30分
開催場所	下野市保健福祉センターゆうゆう館 会議室
出席委員 (敬称略)	(会長) 伊崎 純子 (副会長) 土屋 友里恵 石田 文治 小島 恒夫 飯野 友紀 内木 大輔 小倉 庸寛 黒須 智子 佐藤 美佐子 深津 静枝
欠席委員 (敬称略)	人見 哲樹 峯 雅士 渡邊 喜正 青砥 信行 遠井 佳代子
事務局	こども福祉課： 小口部長 落合課長 木村課長補佐 篠崎主幹 増山主幹 伊沢副主幹 森口副主幹
傍聴者	2名
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 養育困難家庭の状況について (2) 公立保育園の民営化の方向性について (3) 「子育て応援しもつけっ子プラン」の評価・進捗管理方法について (4) その他 4 その他
配布資料	資料1 下野市子ども・子育て委員等名簿 資料2 養育困難家庭の状況について 資料3 公立保育園民営化の方向性について 資料4 子育て応援しもつけっ子プランの点検・評価について

1 開 会

2 会長あいさつ

伊崎会長：

みなさんこんにちは、平成28年度を迎えまして、新しいステージに上がった方や新しくメンバーに加わっていただいた方がいらっしゃいますので、後ほど簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。改めまして、子ども・子育て会議の議長を務めております、伊崎と申します。よろしくお願いいたします。

3 会議員の一部変更及び事務局員の一部変更についての報告

会議委員及び事務局職員の一部が変わったことについて報告を行った。

司会：

本日の委員の出欠状況について、峯委員、渡邊委員、青砥委員、遠井委員の4名の方より欠席の報告を受けています。過半数の委員の出席がありますので、下野市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定を満たしており、会議が成立することをご報告します。

議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。次第、資料1から資料4は事前にお送りいたしました。お手元にございますでしょうか。

議事ですが、進行につきましては、条例第6条第1項の規定により会長に議長をお願いします。

4 議 事

会議条例第6条第1項の規定により、伊崎会長が議事進行

会長：

議事に入る前に、会議録の署名人を指名させていただきます。会議録署名人につきましては、資料1の名簿順にお二人ずつ指名させていただいておりますが、本日も欠席されている方がいらっしゃいますので、今回は、小倉委員と黒須委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「(1) 養育困難家庭の状況について」を議題とします。前回の会議でセーフティーネットに関してご議論いただきましたが、その中で、養育困難家庭とはどのような家庭なのか詳しく把握したいというご意見を頂きました。

そこで、事務局にて資料2を作成したとのとですので、まずは、事務局から説明してください。

事務局：

資料2及び当日配布資料に基づき説明

(※当日配布資料は、養育困難家庭の個人名を伏せた個々の事例(No.1～52件)を表形式で表した資料ですが、個人を特定できる恐れがあるため、個人情報保護の観点から当日配布・当日回収を行い、ホームページでの公開も行っておりません)

会長：

細かい事例の20番のケースではどこにも〇はありませんが、親に支援が必要なケースに〇が付いているケースがありますが、このような場合が保護者の心身の不調等によるものと理解してよろしいのでしょうか？

事務局：

20番のケースに関しては、ご兄弟に障がい者の方がいらっしゃるので、どうしてもそちらの方に保護者の重点がおかれてしまっている、といったものになります。

会長：

承知しました。この52ケースの内1ケースだけ民間の保育園に通園されているようですが、どのケースか特定していただくことは可能でしょうか？

事務局：

52番になります。

会長：

わかりました。どのご家庭も様々な事情を抱えていらっしゃる中で子育てをされているので、一概に重いとか軽いとか比較はたぶん難しく、そのご家庭で一生懸命子育てをされているかと思えます。52番のケース、ひとり親で園から見て養育力が低いと思われる保護者で、虐待、恐らくはネグレクトかと想像しますがそのようなケースで、民間の保育園で見守っているということですが、もうひとつ、虐待が絡んでいるケースで児童相談所が絡んでいないケースがありますが、通告の義務があり、どうなのでしょう？

事務局：

虐待のケースが終了しており、見守りの状態にある事例もあり、また児童相談所に相談してこども福祉課で対応しているケースもあります。

会長：

連絡・相談・報告の全て通告に入っているかと思えますので、介入といったところでちょっと定義が異なるのかもしれませんが、一通りこの52ケースを児童相談所は把握していることと思えます。私からは以上で、皆さまからのご質問、また、これらのケースを含めて民間委託をすることが適切かどうかを含めて、ご意見を受けたいと思えます。

深津委員：

もう一度、養育困難家庭の定義をどのように定められたのか、簡潔に教えていただけないでしょうか。

事務局：

明確に定義ができるかという点と難しく、前回の会議でもそのような話がありました。養育困難家庭の関わりということで、実際に公立、私立で受けている養育困難家庭の状況を紹介させていただきましたが、ひとり親家庭でも、DVで避難された後に離婚してひとり親となる方、未婚のまま何人もお子さんが産まれて関わりが必要となる、そのようなご家庭ということになっております。

深津委員：

ひとつの項目でも該当すれば養育困難な家庭ということでしょうか。それとも、いくつかの要件を満たした事例が養育困難家庭という風にみるということでしょうか。

事務局：

最初の始まりとしては、虐待といったところからはじまると思いますが、ご覧のとおりいくつもの事例が重なった件、ということになるかと思っております。

深津委員：

私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、定義と言うからには誰からみてもこのケースは養育困難家庭になる、と皆の合意が得られるような最低限のルールみたいなものがあると思いますが、それをどの辺のところまでおさえているのか、という点を教えていただきたいのですが。

事務局：

この表に○が一つでも付いていれば、養育困難家庭であると判断させていただいています。

会長：

ひとり親世帯は結構多いと思いますが、一応、ハイリスクと捉えられているという事でしょうか。

事務局：

ひとり親世帯が全部ということではありません。ただ、その中でも関わりが必要という所で判断したものとなっております。

会長：

前回の会議でも養育困難家庭の定義が良く分からないということで今回のこの話になっ

ております。養育困難家庭かどうかという判断に関しては皆の総意ではなく、各園の園長若しくは調査に回答して下さった方が、この家庭には関わりを行わなければならない、ということで数が上がってきたものと伺っております。なので、それぞれの認識が同じかどうかという点では定かではありませんので、定義としてはかなり曖昧なものです。

ただ例えば前回も話にあがったのですが、貧困世帯で生活保護を受給しているか、していないか、という線引きはとても簡単かもしれません。それでも生活保護を受給していないけれどもギリギリの所で保護者が踏ん張っていて、それを何とかサポートしなければならない、という風に保育園側が思っている可能性はあるかと思っておりますので、ここは私も難しいなと思うところなのですが、きれいに線を引かなくても、もしかしたら「情」のような部分で大切な部分なのかもしれないという風にも思います。説明になっていないかもしれませんが、前回の流れを受けてそのような事でした。

石田委員：

定義の問題は大体分かったのですが、周囲の方は多分分かると思いますが、親御さんやお子さん自身は養育困難家庭という分類に入っているという認識をされている方が全部とっていいのでしょうか。「それとも私ちょっと自信が無いのですが」と相談に来る人はものすごく沢山いるのではないかと思うのですが、例えば長期出張や、親の介護など色々な都合があって中々帰れない親御さんも沢山いるような気がするのですが、ご本人達の意識としてはどのようなものなのでしょうか。

事務局：

ご本人さんに養育困難家庭の方ですといったことはお話ししませんので、ご本人さんがそれを認識している、ということは無いと思います。相談した方全部が養育困難家庭かといえはそういうことではありません。

石田委員：

そうしますと逆に言えば、公的機関の介入があったからといって必ず養育困難家庭にあたるものではないし、虐待があったと認識したからといって養育困難家庭ではない。要はこの表の項目のうち、どれが当たるとマストというか養育困難家庭になる項目なのか、それはあるのですか。

例えば警察が介入するようになった場合は、もうほとんど養育困難家庭として市は認識しますという、そういうものではなく、どれも全部当たれば当たるというものではなくて、例えば警察が入っても、児童相談所が入っても、虐待があってもそれが度を超えていなければ特に養育困難家庭であるとはみていないということによろしいのでしょうか。

事務局：

こちらの表に掲載させていただいているご家庭は全て、養育困難家庭と見ていただいて結構です。

石田委員：

逆に警察、児童相談所と虐待でこの表に載っていないケースはやっぱりあるのでしょうか。市として認識されているものもあるということでしょうか。

事務局：

昨年の11月の調査で出ているものですので、その後に発生したというものもございます。

石田委員：

現実として多いのか、少ないのかという問題と、把握できている件数の多い少ないという面で見ると、市の見解としてはどうなのでしょう。

事務局：

保育園を利用しているお子さんたちの例になっていますので、実際に下野市において児童虐待等がどのくらい関わっているかどうかについては、小学生、中学生も入ってきますので単純に多いか少ないかという事については、分かりかねます。

佐藤委員：

保育園からの例ということでしたが、公立保育園が51件と圧倒的に多く民間保育園が1件と少ないというところは、公立保育園の方が把握しやすいという部分があるのか、民間保育園では見えない部分があるのかというような、そのような差というものもあるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。公立の方が見えやすい、拾いやすいのか、そういうところも可能性として考えられるのですが。

事務局：

市こども福祉課にいる保健師で虐待等の対応をする形になります。そうしますと、公立保育園の方へ話を持っていくことになり、公立保育園の方が圧倒的に多くなってしまいます。

52番の民間の方の事例を紹介させていただきますと、こちらの方は保育園に入っている中で問題が起きたという例になっております。入園前に問題があって、例えば避難をしてきて公立保育園にお願いしたというような、保育園にお願いする事例とはちょっと変わっています。

佐藤委員：

そうすると、もし仮に民間に全部移行した場合にはケースとして拾えない方達も増えてくる可能性が出てくるのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

事務局：

お子さんの健診時や民生委員など様々なところから情報は入ってきます。

佐藤委員：

今の状況として、公立保育園から情報が行くというケースも多いのでしょうか。健診などではなく保育園から話があがってくるというケースも中にはあるのでしょうか。

事務局：

民間でも公立でも一緒かと思いますが、毎朝登園してきたお子さんの状態を確認する、といったところからきっかけとなりまして、事態が発見されるといった事があります。

佐藤委員：

公立でも民間になっても保育園から上がってくる事例は出てくるということですね。

内木委員：

52件の中で虐待に○が付いているのは18件ということで、それ以外の事例を見ていくとこれぐらいなら、幼稚園・保育園にも多くいるなという印象です。ひとり親家庭は今では珍しくないですし、保護者の方が忙しくなってくると養育力が下がるということで、やっぱりひとり親家庭でご家族からの支援が無いケースでは民間の幼稚園や保育園でも何らかのフォローは行っているという現状であります。そういった中で焦点を当てるべきは虐待があるという所に○が付く18件なのかなと思います。私どもの関連施設でも昨年度末、2月末か3月初頭に虐待から通告して児童相談所に行って、施設に入所というケースも出てきました。その事案でも突然そうなった訳ではなく、前々から相談をしてきた中で最後に施設入所となり、こういった事例を実際に経験してみるといろいろな対応が分かったのですが、数は多くないものの民間でもそういう方の支援をしているという例はありますので、民間でも適切な支援は出来ているという事は、知って欲しいという気持ちがあります。

数としては公立の方が多いのだろうと、これを見て思いました。項目にほとんど○が付いてしまうケースはやはり民間の方に沢山あるのかといたらそうではないですが、各園に2～3人はひとり親で複雑な家庭で養育力が低くて、といった家庭のお子さんは幼稚園にも結構いらっやいます。虐待があつて児童相談所が介入といった事例も数えてみると3件ですので、そういった所にどういった支援をしていくのかというのを考えたうえで、民間委託といった選択肢を見ていくのがいいのではと思いました。この資料のケースだと幅が広すぎて、全てを追っていくと話がかみ合わないのではと思えます。幅が広すぎて、比較的軽い事例の方だと民間でも数多くいらっやいますよと。

飯野委員：

内木委員のお話を聞いていて、養育困難家庭の○が沢山付いている方が、例えば民間の保育園に入りたいといった状況でも断ることはなく、どんな家庭でも受け入れられるのかという心配をしたのですが。

内木委員：

民間全てがそうなのかというとは分かりませんが、私どもの園でいいますと、保育所というのは市の方が当然詳しいので、後から補足していただければいいのかなと思いますが、基本的に園の方で断るという事はありません。民間を希望されて空いていけば来るのだと思います。現状ですと公立保育園がありますので、行政の方でやはり見やすいということで公立の方に回している現状なのかなと思っています。基本的に民間保育園に回ってきた場合には受けて、虐待に対応するにはどうしたら良いのかという研修会とか、虐待に対応していかなければならないのは公立でも民間でも一緒ですので、そういった点で当然ながら現場もフォローしていきますし、各関連機関とも連携という所では毎年研修を受けながらスキルを磨いています。なので、断られるというのは民間保育園でもないのではないのかなと思います。よほどのことがある場合ならと思いますが、その辺は市の方からどのように対応しているのか聞いてもらえると良いのではと思います。

事務局：

現在のところは公立があるということで、特に重いケース、例えば児童相談所から出てきますとか、出てきて再度入ることになるかは分かりませんが、そのようなケースの場合には事前に連絡が入りますが、公立に入るようになっています。それはその後の連絡体制や保健師の訪問体制などの保育士のフォローアップ等がかなり必要になる場合があるためで、私立に難しいケースを送った事がないのでなんとも言えませんが、保護者さんの希望でどうしてもこの保育園がいい、といった先が私立でその定員が空いていて保育園も受け入れが大丈夫という場合でしたら、私立に送るケースもあるかと思っています。今のところ公立でという保護者さんが多いので、そのまま公立保育園で受け入れていただいています。

会長：

私から質問させていただきたいのですが、この52ケースある中で例えば児童相談所から、施設退所しますので保育所でみてください、と言われたケースはどのくらい入っているのか教えていただけますか。できれば事例の番号も。

事務局：

以前、そういうケースもあったという事例も含めて、1、2、3、8、9、10、12、13、19、24、25番です。

会長：

となると、民間にせよ公立にせよ0歳の時点でまだ虐待も何も分からない状態から虐待が始まってしまった、或いは障がいかどうか分からないうちから入所していて、障がいが出てしまった、というケースは多分どこでも出てくるかと思っています。それは一定の割合で出てこざるを得ないと思いますが、今のように予めフォローが必要だと分かって市に連絡があったケースを内容で判断し割り振っていくといった時に、今は公立があるからという理由で

公立が選ばれている訳ですが、その時に全園民営化になった時、或いはひとつだけ、ふたつだけ公立が残ったときに、どんな事が起きるのか想定することが、今ここで具体的に少しイメージし易くなったかと思います。では1、2、3番、これは挙がるだろうと思っていましたが、9番とかも挙がるのですね。9番は虐待に〇が付いていないケースで、これも児童相談所からですか？

事務局：

DVから避難したケースです。

会長：

なるほど。フォローが必要なケース或いはそれこそ慎重に情報を扱っていかなければならない、連携していかなければならない様なケースというのが、はい、どうでしょう、という所です。では、そのような所をイメージしていただきながら、今日の2番目の議題「公立保育園民営化の方向性について」に移りたいと思います。

事務局：

資料3に基づき説明

会長：

ただいまの説明で、ご質問等がありましたらお願いします。

石田委員：

2園を検証対象にした訳ですが、2園にした理由はあるのでしょうか。

事務局：

セーフティーネットという事でお話をさせていただいていますが、下野市の地理的な要件、養育困難家庭の方がいらっしゃる地域を考えてシミュレーションした結果、一つではなく二つあれば対応可能であると判断しました。

黒須委員：

第2次素案が提示されて、この案の方がいいのかなと漠然と思う理由として、全園が民営化されてしまうと、養育困難家庭では色々なケースがあって要保護児童検討ケース会議に出た経験からしますと、その家庭、家庭、全部違ってそれぞれ支援も違うし、難しいですよ。定義を決められないという所も凄く理解できます。民営化された時に、各民営の保育園の方が頑張っていられるかと思いますが、特徴を出した園というものもありますので、養育困難な家庭のお子さんを預かる場合に、市として共通の指針というか、そういう家庭のお子様や家庭に対して関わる時の指針といいますか、指導といいますか、こういうケースの場合にはこのような対応を行うといった共通のものを、市として作成することを考えているのでしょ

うか。

事務局：

共通的な対応策ができるか、ということによろしいでしょうか。

黒須委員：

そうです。園によってバラツキがあってもちょっと困るのではないのかと思いました。

事務局：

色々なケースを拾い上げていき、保健師がどのように関わられるのか検討していき、対応策をまとめていきたいと思います。

黒須委員：

何かあってからではなく、事前に対応策をまとめるという事によろしいでしょうか。

事務局：

検証期間を設けていますので、その中で対応していきたいと思います。

会長：

恐らく個々の事例、家庭に関しては公立保育園でも民間保育園でも市で把握している事例に関しては、変わりがないのではないかと考えています。保護者の方がどこで養育されるのを希望するかで、民間に行くことになるか、公立に行くことになるかということはあると思いますが、必要な事例には市の保健師さんたちが、必ずきちんと支援に入ってくれるのではないかと私は考えていまして、民営化をする事によってそのラインが下がってしまってセーフティーネットが緩んでしまうということは、私はないように思っています。それこそ行政がやらなければならない、必要な事例に対してきちんと支援に入るとするのは、行政の役割であり責任もあるので、それほど私は心配とは考えておりませんでした。いかがでしょうか。

事務局：

そのとおりでして、黒須委員からありましたが要保護児童対策地域協議会という所でケースを全て管理しており、必要な支援に関しては協議会等に報告をして、ケース管理をしているので、民間・公立の変わりなく支援については入らせていただいていますので、先ほど内木委員からもありましたが、2月のケースは幼稚園のケースでしたが、市と幼稚園が連携をとって保護になりましたが、市として変わりなく対応してまいります。

内木委員：

今のご意見に私も賛成でして、基本的に公立と民間とどちらかに入ったらこういうことができないとか、民間に入ったらセーフティーネット的な所がないといったことになってしま

うとやはりよくないと思うので、実際今でも民間の保育園でも努力をしている部分です。

下野市は実は結構特殊だなと思っていて、私どもは宇都宮の民営化を受けていて保育園運営を行ってしまっていて、前にもお話したのですがこの園では100世帯いる中で20世帯くらいが生活保護を受けている世帯です。地域的にそういう地域であるというのがあるのかもしれませんが、その中で求められているものは何なのかと考えると、当然教育的な部分も必要ですし、また求められてもいるのですが、やはりそれ以前に保育園として保護が必要なお子さんを預かるという事で、色々な家庭の方が入ってくるという前提で当然運営しているので、民営化されるとなくなってしまうのではとのことですが、そうではなくて基本的に保育所というのはそのような施設だという前提があるなと思っています。

なので、そのような施設であるという前提の上で、その質を更にどう向上させるのかといった所で、私個人の意見としては民営化されたからこそ質が上がっていくという、行政の方がそういった部分に特化していただいて、より高いレベルでの支援を実現できるようにしていくのが、一番いいのではないかと思います。

様々なケースを取り扱うのが民間であるからこそ、行政に特に相談していかなければという意識は強くなっていくと思います。何かあってからでは遅いので、結果として何もないのかもしれませんが、報連相（ほうれんそう）で報告しておくことを当園の現場では取り組んでいますので、そういった部分でこの民営化の議論で民営化を基にそういう部分で行政の機能特化をしていただければいいのではないかと個人的には思います。

あと、もう一点質問したいのですが「検証期間を設けて検証する」とありますが、具体的にはどのような内容を検討していくのかという点をお教えいただきたいと思います。セーフティーネット機能維持という部分で、虐待のケースであれば当然そのケースについて報告があって検証するということになると思うのですが、現時点でそれ以外のことでこんな事を想定しています、ということがもしあれば、教えていただきたいと思います。

事務局：

セーフティーネット機能の維持といった点を中心に、民営化された園がどのように運営されているか、実際にその保護者の方にどのような関わりが行われているのか、市との連携の部分ではどのようになっているか、そのような点を中心に検証させていただきます。

あと、今後第2次素案の中でも話が出てくるかと思いますが、移管に関して保護者の方との関わりとか、一般的な部分というのでも検証していきたいと思っております。長い期間ではありますが、とらせていただいています。しかし、中心となるのは民営化の判断をするということになりますので、セーフティーネットの方が重い部分をもっているかと思っています。

会長：

私から二つほど質問させていただきたいのですが、まず第2次素案につきまして2つの保育園を公立のままになるかもしれないというように見えるのです。その場合、公立が残る可能性があった場合ですが、少なくとも33年度までは公立であるD園とE園に虐待等の重い事例は集結してしまうのだろうか、というのが1点目です。

2点目はそれがそうであるとしたら、今までの見やすさ、連絡のしやすさ、訪問等というものが先ほどあがっていましたが、どうしてそういったケースが民間ではなく公立が選ばれ易かったのか、という点を教えていただきたいと思います。

事務局：

民営化後、D園とE園が公立として残されて、そこに養育困難家庭の方が集まってくるのかということですが、民営化した園の方にも養育困難家庭が出た場合には、今後はお願い、要請の方をしていくこととなります。どうしても、園や保護者の方の意向でダメだという事になれば、最終的に公立で受け入れるという事はあるかと思いますが、必ずしも民営化で公立が残ったからといって、養育困難家庭を率先して入れるという方向では考えていません。ですので、集中してくるのかということ、やってみなければなんとも分からない所ではあるのですが、対応していきたいと考えています。二つ目ですが、集めた場合の連絡体制、なぜ集まるのかということですが、保健師等との連絡、その後の見守り、連絡の取りやすさというところで、公的機関である公立保育園、子ども福祉課の方が連絡しやすいという点で集まる傾向はあると思います。

会長：

重ねての質問になりますが、連絡のしやすさというのは、民間の保育園とは違い公立の保育園は公立だから、何かしら市と顔を合わせる機会が多いという所があるのですか。

事務局：

顔の合わせやすさということではないのですが、保育園と子ども福祉課との連絡の取りやすさといえば、民間よりはあるということになります。

会長：

なんでそこに差がでてしまうのだろうと。その差というのが、多分公立を残さなければならぬ心情になってしまう点なのかなと思っているのですが。

事務局：

一例ということで聞いていただければと思いますが、保育園に入ったお子さんが毎日順調に登園するかということそうでもないといった方もおり、一時的には登園しているかどうかを毎日チェックして、役所の庁内LANで情報を園長が入力して保健師が毎日確認する安全確認をしていました。これが民間保育園だと毎日電話に代わります。この子は何時に来たのか、誰が迎えに来たのか、そのようなお子さんが多くいるとより細かな確認を行うこととなります。また、職員が同じ公務員という事もあり、保健師が園長先生ではなく、直接担任に連絡をとったりする時も繋ぎやすかったりする場合などがあるのかと思います。その他には、直接保護者とコンタクトを取りたいときには保育所でお会いするのが一番良いのですが、私立保育園の部屋などを借りたりすることが難しい場合があるので、その当たりが関わりやすさ

の一つだと思われます。

会長：

例えば、電話で登園のチェックを行った場合、市としては面倒くさいですか。

事務局：

件数にもよるかと思われます。もちろん面倒とかではなく保健師が毎日同じ時間にいる訳ではないので、その場合他の職員が受けて対応する事になると思います。

会長：

そこをどうカバーできるかですよね。園長先生を窓口にした方が良いのか、園長先生を飛び越えて担任の先生が直接窓口になることが良いのかは、ケースバイケースなのかもしれませんが、また話し合いができる待機部屋を用意していただけるかどうか施設によって違うかもしれませんが、提供してもらえる可能性もあるのかなとも思いますので、そのようなことも考えていきながらということになりますね。

小島委員：

民営化するときにシステムを作ってしまうのではないかとと思うのですが。せっかく、情報化の時代ですので下野市独自でも何でもいいので、誰と誰が来ていて誰が来ていませんなど、そのようなシステムを作った方がいいのではないのでしょうか。

会長：

IT化はパスワードを破られると怖いといった部分もあり、特にこのような個人情報はとても怖いと思いますが、いかがでしょうか。何かしら方策はとれますでしょうか。

事務局：

現時点では不明です。

深津委員：

感染症の登録で、学校情報システムというものが機能していると思うのですが、他の市ではそれを学校だけではなく、市独自で対象を拡げて、保育園や幼稚園、他の施設まで拡げて運営しているところがあります。本来の目的は感染症が発生したときに、その市で何人休みが出ましたということを入力すると全県的に傾向がみられるというのですが、それを市独自で改修してメモが入力できるので、そこに恐らく登園の情報なども入力して運用すれば、これはすでに完成しているシステムなので、パスワードも各市町に割り振られていると思います。他に利用したい施設は登録をしてもらえれば、パスワードがもらえるようになっていきますので、既存のそのようなシステムを活用するという事を検討されてはいかがでしょうか。

事務局：

今後よく検討させていただきます。

会長：

省エネで、よいアイデアだと思います。お子様の名前もA・B・C・やア・イ・ウ等にして個人名を伏せてしまえば行けなくもないような気がします。是非、ご検討していただければと思います。

他にございませんか。

では、お願いしたいことは公立と民間とでの違いの部分で、こうあって欲しいと思うリストが欲しいのと、受入れのお願い事を今は例えばA園が民営化されても、A園にもお願いをするというお話でしたが、すでに存在している私立の保育園に対しても同じようにお願いをしていただきたいと思いますので、既存の園に対してこういったお願いを聞いてもらえるか、ネットワークを作りたい、というようなことを聞いていただかないことには、スタートできにくい気がします。方針的には全園民営化の方向で動きますが、最後の最後でもしかしたら1園ないし2園を公立で残すという判断をするかもしれないというところで、今日の素案の説明になっております。もしかしたら、検討を加えたいうえで全園民営化するかもしれない点もまだ残っていますので、それに伴ってセーフティーネットが崩れることのないように、崩れないという事が確認できればよろしいのではないのかと思いました。

小倉委員：

最後の2園を残すか残さないかを判断するのは、どこになるのでしょうか。

事務局：

現在、子ども・子育て支援事業計画が昨年3月に出来上がっております。それが5カ年という期間になっていますので、民営化を進めていながら、その計画の見直しが必要になったり、また今回の民営化実施計画が策定された後、この2つの園の移行時期に計画の見直し時期となると思われます。その時には市の方針を皆さまにお示ししたうえで、ご意見をいただきたいと思っております。

会長：

この会議では、先送りというのが正確な話かと思いますが、いずれにせよ見直しをしながら進めていくということで、確かこの会議には決定権は無かったかと思っております。意見を述べる会ですので、決定権はここにはありません。

石田委員：

ここまでで感じた点なのですが、セーフティーネットが必要だというのは誰も異論はないですね。

その結果として、第2次素案への反映ということでいきなり公立を残すという選択肢が上がっているのですが、セーフティーネットを民間でやっている事例では軽いケースは沢山あるし、重いケースも1件実際にありますということですね。重いケースが公立に多く行っ

ているのは、もともと市の方から公立に割り振った方が、極端な言い方をするとコストはかかっても楽だから、そのようにやりましょうと進めてきたのだと思うのですが、これは移行期間を残して民営化後もある程度は、公立保育園をある程度存続させるという第2次素案の時と、第1次素案の時もアスタリスクの所で半年だけでしたけれど検証期間があったのですが、この第1次素案の検証期間と第2次素案の検証期間の差というのは何なのでしょう。

セーフティーネットの問題というのはもともと分かっていたことなので、第1次素案の時にも入っていたと思うのですが、第1次素案に足りなかったということで、ここで何かをされたのだと思うのですが、そうすると極端なことですが私の感覚だと第1次素案で検証しても問題があったらB園もC園も民営化してはいけないのではとってしまうのです。

問題先送りで、最終的にはコストパフォーマンスの話になってしまいますが、今はコストの話が出ていないのではっきりは言えないのですが「これだけのコストをかけて、これだけの成果を得られるからOKだね。だけど、こういうデメリットもあるよ」というのをはっきり見えるようにしないと、誰も判断できないし、かえって見えないことへの不満を皆の中にモヤモヤと残してしまう気がするのです。その辺をはっきり事前に「結果としてこうになりましたので」ではなく、事前検討をしっかりとやっていただいて、そこで潰していただかないと非常になし崩しではないですけど、民間に3園はなりましたが、何か悪くなりましたね。それでも2園残っているからいいか、というのは求めているものではないので、前に民間の方がもっと良くしたいという気持ちはあるという話がありましたが、本当であれば民間の方では電話の問い合わせでも電話を受けてもらえる保健師がいて欲しい訳ですよ。保健師がないから受けられないではセーフティーネットの考えから逆行している気がするのです。検証のことも考えながら、個人的には2次素案にすると誰が楽をするのかなと考えると民間の保育園さんは楽だし、市も現状維持で楽、だけど、お金は誰が負担するのという話が残ってしまうような気がしていて、結局この2園、3園の公立の保育園の保育士さんたちが「何で私だけが、民間に比べて不便なネットのない環境で同じようなことをやるのだろう。公立に残っていれば保健師さんがよく訪ねてくれたのに」というようにならないようにして欲しいなと個人的に感じました。

小倉委員：

そもそも、民間保育園が養育困難家庭を受け入れるのは大丈夫か、という議論が最初だったと思います。だからセーフティーネットとして公立の保育園を残して公立が養育の困難な家庭をケアするというのが良いのでは、という所からこの議論が始まったと思うのですが、内木委員も先ほどおっしゃいましたが、結局民営化されることで質が落ちては困りますよね、と皆さんもそれを心配されていますが、民間委託をしたことによって質が向上したという事を一体どうやったら示せるのかというところです。ですので、この案で1番目に移行される園が大変重要だと思います。ここでちゃんと民営化してもできるじゃないかという事を示せば次から次へと行けると思います。それでA、B、C園やってみて、検証し、全然大丈夫ではないかということになり移行されれば、これであれば何も問題はないのですが、もしも、A、B、C園の中でセーフティーネットを守れない様な園が出てしまった場合に、なぜ守れ

なかったのか、どうしてこの園では養育困難家庭の方を受け入れられなかったのか、受け入れても上手くいかなかったのか、という事を検証する期間ではないかと私は感じていますが、しかしそれがあったからといって、残りのD園、E園は民間委託しない方がいいのではないのかという議論にしてしまえば、先に進まない、良くなっていかないのではないのかという意見もあって、当初から私は全部民営化をした方が良いですねと、もちろんその間に検証は必要です。もちろんここにいらっしゃる皆さんは現場にいらっしゃらないし、幼稚園・保育園のこともあまり分からない方もいらっしゃるから、大丈夫か、大丈夫かと心配されると思いますが、内木委員も私も現場にいる人間として、もしそのような方がいらっしゃったらどれだけ神経を研ぎ澄まさせて、子どもをみたり保護者をみたりということをしていくわけです。もちろん、公立の保育園でもそうしているからセーフティーネット機能として公立があるのかなと思いますが、私はこの第2次素案で異論はないので、検証して移すか移さないか、その時のこの子ども・子育て会議の皆さんで検討していただくのがいいのではないのかと思いますが、今の段階ではこの第2次素案でももちろんいいのですが、皆さん是非、学校法人か社会福祉法人かその他のものになるか分かりませんが、基本的に子どもを預かっている下野市の民間の施設が質を落とすようなものではないという法人である事を信じていただきたいという事です。

内木委員：

検証期間について、私がイメージしていたのは1回目の反省を踏まえて、どういう条件なら2回目はもっと上手くいくのか、ということを検証していくのかと勝手に思っていたのですが、民営化をする・しないの2択ではなく、民営化する方向で3園は決まっているわけですし、そこで検証するべきは1回目の条件と2回目の条件で、こうしたらもっといい業者が選べるのかということを検証していくというのも、良いのではないかと思います。

先ほどもお話しがありましたが、相談室を設けて行政との連絡体制を整える人を立ててください等、具体的な条件を詰めていくのも検証期間として、一番いいのではないかと思います。公募に応募した経験や色々な方の話を聞いて上手くいく事業者や上手くいかない事業者など沢山あると思いますが、事業者も様々ですので、当然のことですが仮に1回目が失敗したから全部ダメで、全ての事業者がダメということではなく、上手くいく事業者を選ぶためにはどういう条件を提示するのが良いのか、という事に知恵を絞っていくというのが一番良いのではないかと個人的には思っております。

努力している保育園もあれば、そうでない保育園もあるという事を私が言うのも立場上、良くないのかなとは思いますが、検証期間をどのように使うのかという事も、もっと話し合っていくことが必要なのではないのかと思います。保育の質がどうなったのかという部分と、セーフティーネット部分の両方を検証して、どういう条件をつけるのかという事を話し合いたいと思います。

会長：

よろしいでしょうか。

それでは、これまでのご意見を踏まえまして、第2次素案を若干訂正していただきたいと
思います。検証に関しまして期間を是非、今年度からにしていいただきたいのと、今年度から
既にある3つの私立の園に対して、保育園に児童相談所から通告のあった事例についてお願
いをしてみるということをしていただきたいと思います。

やはり今まで経験がないという点で、すごくマイナス位置から私立はスタートとするとい
ったイメージがあります。それぞれの園できっと質の良いところもあると思いますが、経験
がない分、おそらく市の方もどうお願いしたら良いかわからないといひますか、阿吽の呼吸
で今までのように、例えば「例年のように」とか「この間のケースのように」といった訳に
はいかないというところで、どうしたら良いのかという問題点が見えてきそうな気がします。

ただ、1件も失敗はしてほしくないとは思ひますので「これがダメだったから」はないと
いうことで覚悟をもって引き受けていただいて、全てのお子さんがニコニコして卒園してい
ただけるようにと思ひております。そのための検証でお願いいたします。

ではこの議題は終了しまして、次の「子育て応援しもつけっ子プラン」の評価・進捗管理
方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

資料4に基づき説明

会長：

以上の説明で、ご質問等のある方はいらっしやいますか。

土屋委員：

5ページにあります、確認なのですが、子育て支援ニーズ調査の対象とどのような方法で
行われたかを教えていただけますか。

事務局：

今回の平成27年4月からの計画を策定するにあたり、平成25年11月に実施し、対象
は未就学児と小学生がいる家庭とし、件数は1,000件程度だったかと思ひますが、小学
生については小学校を通し、未就学児についてはご家庭に直接郵送をし、調査させてい
たきました。

土屋委員：

園を通して行ったのものとは違うのですか。

事務局：

失礼しました。園からもお願いをして行わせていただきました。

土屋委員：

分かりました。次回の調査の時も、未就学児の調査は回収が難しいと思いますので、幼稚園さんを通して配付した方が回収率は上がるのではと思います、実際高かった記憶がありますので、次回も同じように実施していただければと思います。

事務局：

そのように実施していきたいと思います。31年度までの計画ですので、29年中には会議の中でアンケートの内容等を聞かせていただいたうえで実施することになると思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：

下野市次世代育成計画策定に関わった経験から申し上げますと、あまりにも線引きが曖昧だと難しかった印象がとても強く、今回の提案は前回の下野市次世代育成計画よりはるかに分かりやすくなったとは思いますが、それでもまだBの「概ね計画どおり」とCの「計画よりやや遅れが～」の違いが良く分からないと思ってしまうのですが、その「概ね」や「やや」と言うのがかなり程度問題なので、はっきりB市のように「計画以上に」とか「計画どおりに」とか「若干」と「大幅」だともう少し線引きしやすくなるような気がします、いかがでしょうか。BとCを付けるのが私は難しいなと思うのですが。

恐らく想像するにB市の基準だと「計画どおり」であればオールBになってAが無いみたいなことが起こるわけで、なんとなくオールAにしたいな、という気持ちが透けて見えてしまうのが下野市の評価だなと思ってしまうのですが、別にBでもいいのではないかと思ったりします。計画どおりに進んでいることさえ確認できれば良いのかなと思うのですが、やはりオールAを望まれるのであれば、ここにある下野市のものを採用することになるかと思えます。

深津委員：

私も会長の意見と同じで、計画通りに推移していることと、計画以上に成果が見られたものを同じAの括りにしてしまうのは、どうなのかなと気になっていた点で、やはり計画通りに進んでいるというのは、私もBランクでいいのではないのかなと、それ以上に成果が見られたものをAランクとして、頑張ったのが目に見えるような形にした方が評価としてはいいのではないかと感じています。あと「概ね」とか「やや」というのは主観的な感じですので、この線引きは評価ですのであまり主観が入ってはまずいと思いますので、もうちょっと具体的に指標となるようなものを示していただいた方が、評価する側はやりやすいのではないかと思います。

小倉委員：

私も同じ意見です。どうしてもAが沢山欲しいのであれば今のAをSにしてBをAにするというのもいいかと思えます。

石田委員：

評価基準なのですが、自分で行政の方が付けられる時の評価基準と、この会議の我々皆で点検する評価基準ではずれるものなのですか。ずれることを想定してこの評価基準を作られているのか、それとも確認するためだけのものなのか教えていただけますか。

事務局：

前回、次世代育成計画で評価をした時に多少ずれる場合はありました。いい方に評価を頂いたのですが、これはAでいいのではないかと訂正いただいたことがあります。行政が、自分たちが実施した中でAにするかBにするか等はしていきますので、訂正していただく事もあるかと思えます。

石田委員：

確かに次世代育成計画は評価基準が先ほどありましたが、その評価基準が曖昧で難しかったことから生じた話だと思うので確かに見やすいと思うのですが、今度の評価基準が数値目標をはっきりさせて、AをSにするという話もありましたけれども、そういう形にすると数値よりも若干マイナスとなって比較的セルフチェックで済む話を実際にはやられているのかなという気がするのですね。私はISOをやっているのですが、ちょっと気になるのですが外部評価をする場合は、内部評価ではA・B・C・Dを付けて、それに対してそれぞれの報告に対して指摘事項とか評価できるポイントを探すようなことをやる訳ですね、「改善の機会に、ちょっとこういう選択肢になっているのですかねや、こういう線でなんですけども、数値では達成しているけれども数値じゃない所でこういうところもあるのではないのですか」といったコメントができやすいのですけれど、これをチェックするだけだと、行政さんが出された数値のエビデンスを集めてそのエビデンスで確かに間違いがないかどうかを数値で確認するという作業ですよ。そこがちょっと良くわからないので、教えていただけますか。

事務局：

内閣府より示されているものでご説明させていただきましたが、数字で示されるものについては数字で出すということですので、そちらで評価していただくということになるかと思えます。

石田委員：

分かりました。

小島委員：

私もB市の基準が一番いいのではないかと思います。下野市さんは色々考えすぎてしまったのではないかと感じます。かえって難しくなっているのがB市の方がすっきりしているのではないですかね。評価するときにもこのような基準の方がよろしいと、私は感じます。

会長：

B市の形だとオールBみたいなのが、及第点というか計画通り進みましたという確認になりますが、多分、次世代計画の時だと5年後にオールAを目指すという形での評価だったように思いますので、今回のB市の基準だと5年後オールBを目指すような形で、最初の段階だと当該年度の目標値をクリアしていれば、B、それ以上であればA、その当該年度の数値目標を下回ればCやDという形になっていくものです。それで構わなければB市の形、もう一つは小倉委員から挙げていただいたような、計画以上であればAではなくSとして5段階評価にするという案がありましたが、この2択位かと思えますけれども、いかがでしょうか。これはここで決めてしまうのでしょうか。

事務局：

また検討させていただきます。

会長：

意見という事で5段階かB市のようにしていただくかで、オールBを目指すかという所になるかと思えます。

では、他にご発言のある方はいらっしゃいますか。

いらっしゃいませんので、これで議事を終了させていただきます。活発なご意見ありがとうございました。

事務局：

会長には長時間にわたり、議事の進行ありがとうございました。次第の4のその他としまして、次回の会議ですが会長と相談しまして日程が決まりましたらお知らせします。

5 閉 会

事務局：

以上をもちまして、平成28年度第1回下野市子ども・子育て会議を閉会といたします。

会議の経過を記載し、相違がないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員